



沖 地 域 協 第 6 号  
和 4 年 2 月 4 日

各市町村長 殿

公益社団法人沖縄県地域振興協会  
会 長 謝 花 喜 一 郎



令和4年度地域活性化助成事業（第1部：前期）の公募について（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会が実施する諸事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、県内の地域づくり団体の行う自主的かつ主体的な地域づくりの取り組みを支援することにより、地域の振興及び活性化の促進に寄与することを目的とした地域活性化助成事業を実施しております。

令和4年度は、別紙「令和4年度地域活性化助成事業（第1部：前期）実施要領」に基づき、地域づくりの活動を行っている団体から15団体程度を選定し、助成することとしておりますが、当協会としましては、地域の行政機関（市町村）と地域づくり団体が連携した地域づくりの活動が重要であるとの考えから、助成対象団体の選定に当たっては、市町村長の推薦を得たいと考えております。

つきましては、助成を希望する地域づくり団体の推薦及び周知について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 申請書提出期限 : 令和4年3月18日（金）
2. 添付資料 : 「令和4年度地域活性化助成事業（第1部：前期）実施要領」  
「地域活性化助成事業（第1部）推薦書記載例」

#### 3. 市町村長の推薦書について

推薦理由については、申請団体及び事業実施計画書が、令和4年度地域活性化助成事業（第1部：前期）実施要領に合致することから推薦を行う旨について記載して下さい。

#### お問い合わせ先

公益社団法人 沖縄県地域振興協会 担当：山城  
〒900-0029 那覇市旭町116番地37（自治会館6F）  
TEL 098-862-9390 / FAX 098-862-9396  
E-mail : m.yamashiro@oflp.jp

令和 4 年 2 月 4 日

公益社団法人沖縄県地域振興協会

## 令和 4 年度地域活性化助成事業（第 1 部：前期） 実施要領

### 第 1 目的

地域の振興及び活性化を図るためには、地域住民や行政及び地域づくりに関わる民間団体が一体となった取り組みが必要である。

このため、本事業は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という）が別途実施する市町村の地域づくり活動に対する「地域振興事業」と併せ、沖縄県・市町村・各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体の行う自主的かつ主体的な地域づくりの取り組みを支援することにより、地域の振興及び活性化の促進に寄与することを目的とする。

### 第 2 助成対象団体及び事業内容

#### （1）第 1 部 助成対象団体（地域づくり団体）

以下の要件に該当する団体を助成対象とする。

- ① 営利を目的としない民間団体（NPO、自治会、青年会、PTA、任意団体等）であること
- ② 原則 5 人以上で組織された団体で活動拠点を県内に有している団体であること
- ③ 団体の運営に関する規約等を備えていること
- ④ 主に地域振興及び活性化を目的とした取組みを実施している団体であること
- ⑤ 代表責任者が明確であること
- ⑥ 事業の企画立案から実績報告まで、責任を持って履行できると認められる団体であること

但し、趣味の愛好会、イベント等の為に組織された団体、宗教又は政治活動を目的とした団体及び過去に本助成金を 3 回以上、同一事業において 2 回以上受けた団体は対象外とする。

上記の機関・団体を助成対象とし、15 団体程度に助成を行う。

#### （2）対象事業

地域の振興及び活性化を目的とし、地域づくりの担い手となる人材の育成及び地域づくりに関する情報の共有、活用等を図るために実施するワークショップ（演習形式）、フォーラム、シンポジウム、セミナー（講習会）、講演会等を対象とする。

〈主な事業例〉

- ① 地域の伝統、文化、伝統芸能の保存・活用を図る事業
- ② 地域の生活環境の改善、自然環境保全、景観づくりを図る事業
- ③ 地域の特性を生かした産業振興を図るための事業
- ④ 地域の福祉・健康づくりの推進を図るための事業
- ⑤ 青少年の健全育成を図る事業
- ⑥ 地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業
- ⑦ その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

但し、以下の事業は対象外とする。

- ① 国及び県、市町村、その他の機関から助成を受けて実施する事業
- ② 団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業
- ③ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ④ 助成金の交付決定前に着手した事業
- ⑤ その他協会が適当でないと認めたもの

(3) 実施方法

- ① 地域づくり団体単位での開催
- ② 地域づくり団体との合同開催

但し、協会との共催または後援とし、実施事業に係るポスター、パンフレット、チラシ、看板、冊子等にその旨を必ず表示することとする。

- ③ 事業は原則として、助成決定のあった日から令和4年11月末日までに完了するものとする。

### 第3 助成金内容

(1) 助成率及び限度額

助成率は90%以内（千円未満切り捨て）とし、限度額は30万円とする。

(2) 対象経費

助成金の対象経費は、次のとおりとする。また、実績報告時にそれぞれの経費について、必要に応じて根拠資料の提出を求めることがある。

- ① 旅費  
講師等の旅費
- ② 謝金  
講師等の謝金
- ③ 使用料及び賃借料  
施設・会場使用料、レンタル料、Web 会議システムの月額使用料（但し、条件は別に定める。）等

④ 需用費

ア 消耗品費      ー 文具・事務用品等

イ 印刷製本費      ー チラシ・ポスター・パンフレットの印刷代、横断幕・ノ  
ボリ作成、写真現像代、資料作成等に係るコピー代など。

⑤ 役務費

通信運搬（切手、ハガキ）料・保険料

⑥ その他経費

上記区分のいずれにも該当しない経費で事業実施に係る直接的な経費

但し、次の経費については、助成対象経費としない。

- ① 助成対象団体の構成員に対する人件費、謝金及び旅費
- ② 助成対象団体の経常的な活動に要する経費
- ③ 助成対象団体の事務所等を維持する経費
- ④ 備品購入費（一品又は一式の取得価格が3万円以上のもの）、商品券等の金券の購入代金、賞品・記念品等の購入経費、食糧費及び食材料費
- ⑤ ガソリン代、プリンタートナー等の事業実施に要した分が明確に区別できない費用
- ⑥ その他、適当でないと認めたもの（助成金交付決定前に支出された経費及び購入品目（明細：レシート・請求書等添付など）の無い用途不明の領収書等）

## 第4 助成の申請

### （1）申請書の提出方法

助成を申請するにあたり、地域活性化助成事業助成申請書（様式1）に事業実施計画書（様式1-2）、事業費内訳書（様式1-3）及び市町村長の推薦書（様式1-3）を添付し、提出期日までに協会に提出するものとする。（別添「事務フローチャート」参照。）なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

- ① 推薦については、実施する事業に関係する市町村に対して、推薦依頼書（様式1-2）を提出し、推薦の依頼を行うものとする。
- ② 推薦書は市町村長の公印が記されているものとする。（写し不可）

（2）申請書の提出期限      :      令和4年3月18日（金） 17時必着

### （3）申請書の提出先・問い合わせ先

〒900-0029 那覇市旭町116番地37（自治会館6階）  
「公益社団法人沖縄県地域振興協会」  
電 話 : 098-862-9390  
FAX : 098-862-9396  
HP : <http://www.oflp.jp> 様式はトップページ>事業概要から  
担 当 : 山城 / e-mail : [m.yamashiro@oflp.jp](mailto:m.yamashiro@oflp.jp)  
受付時間 : 月～金曜日（土日祝祭日除く）  
午前8時30分～午後5時15分まで

## 第5 助成団体の選考方法

助成金の交付申請者（以下「助成事業者」という。）からの申請書類を基に、事業審査委員において事業目的（趣旨）との適合性、事業の具体性、独創性、経費積算の妥当性、地域活性化の寄与度等を審査し、協会が決定する。審査は非公開とし、審査内容等に関する照会には回答しない。

## 第6 助成の決定

協会は、助成の申請を受理したとき、その内容を審査し、助成決定がなされた場合は、助成事業者に対し、地域活性化助成事業助成決定通知書（様式2）により、その旨を通知する。

## 第7 事業内容の変更

- （1）助成事業者は、決定を受けた助成対象事業について、やむを得ない理由によりその内容について変更することを検討する段階で、直ちに変更内容とその理由を協会に相談しなければならない。なお、やむを得ない理由による事業内容の変更であっても、当初決定をうけた事業目的に沿う変更でなければならない。
- （2）前項の結果、協会と協議のうえ、変更の承認を必要とする場合は、地域活性化助成事業変更承認申請書（様式3）を協会に提出するものとする。
- （3）協会は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査し、地域活性化助成事業変更承認書（様式4）により、対象団体へ通知するものとする。

## 第8 事業の中止

- （1）助成事業者は、決定を受けた助成対象事業について、やむを得ない理由により中止する場合は、その理由を協会に相談しなければならない。
- （2）前項の結果、協会と協議のうえ、中止の承認を必要とする場合は、地域活性化助成事業中止承認申請書（様式5）を協会に提出するものとする。
- （3）協会は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査し、地域活性化助成事業中止承認書（様式6）により、対象団体へ通知するものとする。
- （4）助成事業者は、中止の承認を受けた助成対象事業について、既に発生した経費がある場合は、地域活性化助成事業実施結果報告書（様式7、様式7-2、様式7-3）を提出し、助成対象事業に必要な経費として協会の承認を得た経費に限り、助成金の交付を受けることができる。

## 第9 助成事業実施結果報告書の作成・提出

助成事業者は、事業実施後（中止の承認を受けた場合を含む）30日以内に、地域活性化助成事業実施結果報告書（様式7、様式7-2、様式7-3）を作成し、関係書類を添えて協会に提出するものとする。

## 第10 助成金の確定

協会は、事業実施結果報告書を受領したとき、その事業内容を審査し、適正に事業が完了したと認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対し、地域活性化助成事業助成金確定通知書（様式8）により、その旨を通知する。

## 第11 助成金の請求及び交付

- （1）助成事業者は、助成金の確定通知を受けて、地域活性化助成事業助成金請求書（様式9）を協会に提出するものとする。
- （2）協会は、地域活性化助成事業助成金請求書（様式9）を受領した日の翌月末日までに助成金を助成事業者に対して交付する。
- （3）助成事業者は、事業実施にあたり概算払いが必要な場合は、助成金額の2分の1の範囲内で概算払いを受けることができる。（千円未満切り捨て）  
概算払いを受ける場合は地域活性化助成事業助成金概算払請求書（様式10）を協会に提出するものとする。
- （4）協会は、地域活性化助成事業助成金概算払請求書（様式10）を受領した日の翌月末日までに、概算払請求に係る助成金を助成事業者に対して交付する。

## 第12 助成決定の取消し

- （1）協会は、助成事業者が正当な理由がなく次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。
  - ① 助成対象である事業を実施しないとき。
  - ② 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
  - ③ 助成金を助成対象事業の目的以外に使用したとき。
  - ④ 第7の規定による変更承認を受けることなく事業内容の変更を行ったとき。
  - ⑤ 第9の規定による事業実績の報告をしなかったとき。
- （2）協会は、前項の規定による取消しを行った場合は、地域活性化助成事業助成決定取消通知書（様式11）により、対象団体へ通知するものとする。

### 第 1 3 助成金の返還

- (1) 協会は、第 1 2 (1) の規定による取消しを行った場合において、すでに交付されている助成金がある場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) 協会は、第 1 0 の規定により助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超過分の助成金の返還を命ずることができる。

### 第 1 4 表彰

- (1) 事業を実施した地域づくり団体から特に活動が優良な団体を表彰する。
- (2) 表彰の要項は、別に定める。

### 第 1 5 その他

- (1) 提出書類等については、理由の如何を問わず返却しない。
- (2) その他事業の実施に関し必要なことは、協会が定めるものとする。

お手数ですが、文書番号の  
発番をお願いいたします。

令和 年 月 日  
第 号

公益社団法人沖縄県地域振興協会会長 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 (印)

## 推 薦 書

公益社団法人沖縄県地域振興協会の令和〇年度地域活性化助成事業の助成について、  
下記の団体及び実施事業を推薦します。

### 記

#### 1. 実施団体

- (1) 団体名 〇〇自治会  
(2) 代表者 自治会長 〇〇 〇〇

対象となる事業内容は、講演会・シンポジウム・セミナー・ワークショップなどが基本になります。これらの要素が入っていない場合は組み込んでいただく等の調整を行う場合がございます。ご不明な点については、些細なことでもお気軽に協会にご相談ください。

#### 2. 実施事業名 伝統文化の継承と歴史的遺産の取り組みシンポジウム

#### 3. 推薦理由（申請団体及び事業実施計画書が事業実施要領に合致することから推薦を行う旨について記載して下さい。）

本市においては各地域の文化資源の再評価・発掘を促進し、地域全体で守っていく環境づくりや地域の歴史、伝統的風習などに対する住民の愛着心を醸成し、郷土を愛し、郷土に誇りを持てるまちづくりを目指しております。

本団体はこれまで地域の振興、活性化を図るため地域の環境美化や地元の伝統行事、イベント、困窮世帯の子ども支援として育英会など多岐にわたる活動を実施しております。

今回の事業は地域に残る「ウスデーク」の唄や踊りの担い手が高齢となっているため、担い手の方々の公演や演習を実施することで地域文化の継承や保存を図ることや、地域の独特な風習があった文化的にも貴重な道である「ハンタ道」についての講演をすることで、地域に伝わる歴史や風習を学び、地域の資源を地域全体で認識することでコミュニティの活性化に繋がるものと考えております。

このようなことから、令和〇年度地域活性化事業実施要領に合致する本事業の地域社会への効果を期待し推薦いたします。

#### 【推薦理由のポイント】

- ①推薦団体の活動が市町村の取り組みと合致していることについて。
  - ②推薦団体がこれまで取り組んできたことについて。
  - ③今回の事業内容と、それがどのように地域活性化に貢献するのかについて。
- ※推薦にあたっては、上記①～③の確認に加えて、実施要領第2（2）但し書きに該当しないことを確認してください。